

香取市告示第107号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）
第6条第7項の規定により、抑留された旨狂犬病予防員から通知
がありましたので、法第6条第8項の規定により公示します。

令和8年5月12日

香取市長 伊藤友則



1 令和8年5月12日 抑留

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	備考
5月12日	本矢作	雑種	白茶黒	オス	中	

2 上記の犬は、令和8年5月18日までに引き取りませんと処分されま
す。

3 収容施設名

千葉県動物愛護センター

住所 千葉県富里市御料709-1

電話 0476-93-5711